

市民税・都民税と所得税の申告をする方へ

ふるさと納税ワンストップ特例を申請した方へ

☎市民税課☎0422-29-9194

同特例の申請書を提出した方が確定申告を行う場合、特例の適用は受けられません。確定申告をする際に、すべてのふるさと納税の金額を寄付金控除額の計算に含める必要があります。

令和6年度から森林環境税(国税)が始まります

☎市民税課☎0422-29-9194

森林環境税は、市民税・都民税と合わせて課税され、一律1,000円です。導入に伴い、東日本大震災に伴う復興財源としての均等割1,000円の引き上げ措置は終了します。

市民税・都民税の主な改正

☎市民税課☎0422-29-9194

配当・譲渡所得などの課税方式の統一

下記の所得について、令和6年度から所得税と市民税・都民税で異なる課税方式を選択できなくなります。

- 上場株式等の配当などの所得
- 源泉徴収口座内の譲渡に係る所得
- 特定公社債などの利子所得

◆確定申告で上記の所得を申告すると市民税・都民税でも所得に含まれます

扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定など、各種行政サービスに影響がでる場合があります。検討のうえ課税方式を選択してください。

国外在住の扶養親族の条件の厳格化

国外在住の親族は、合計所得金額が48万円以下であり、次のいずれかに当てはまる方が扶養控除の対象となります。扶養控除の適用を受ける場合には、その親族に係る「親族関係書類」「留学ビザ等書類」「送金関係書類」が必要です。

- 30歳未満の方
- 30歳以上70歳未満で、留学のため国内で生活していない方
- 30歳以上70歳未満で、障がいのある方
- 30歳以上70歳未満で、居住者からその年の生活費または教育費に充てる費用を38万円以上受けている方
- 70歳以上の方

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限にご注意ください

☎三鷹市マイナンバーカードセンター☎0422-40-0311

マイナンバーカードを利用してe-Taxで確定申告を行うには、電子証明書が必要です。電子証明書の更新・再発行や暗証番号の初期化には、同センターや市役所、市政窓口で手続きを行う必要があります。※手続き当日にはe-Taxが利用できないことがあります。

保険税・保険料は社会保険料控除の対象です

☎①②納税課☎0422-29-9218、☎③介護保険課☎0422-29-9277

前年の1～12月に納めた①国民健康保険税、②後期高齢者医療保険料、③介護保険料は控除の対象となります。納付額は下記の書類でご確認ください。

確認書類

- 特別徴収(年金からの天引き) = 日本年金機構または各共済組合から送られる前年分の公的年金などの源泉徴収票
- 普通徴収(納付書での支払い) = 領収書
- 普通徴収(口座振替) = 振替口座の通帳、または1月12日に市から送付した「口座振替済のお知らせ」

※健康保険組合などに加入している方は、加入する健康保険組合などに確認してください。

介護保険サービス利用料の一部は医療費控除の対象です

☎介護保険課☎0422-29-9274

控除対象金額は、同サービスを利用した際の領収書に記載されています。対象費用の内容など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



サービス区分	サービスの種類	医療費控除の対象費用
居宅サービス(医療系)	訪問看護、通所リハビリなど	自己負担額、居住費、食費
居宅サービス(福祉系)	訪問介護、通所介護など	ケアプランに基づいて医療系の居宅サービスと併せて利用した場合の自己負担額(一部例外あり)
施設サービス(医療系)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	自己負担額、居住費、食費
施設サービス(福祉系)	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設	自己負担額と居住費、食費の合計額の2分の1

「おむつ代の医療費控除」「障害者控除」の証明書を発行します

☎介護保険課☎0422-29-9275

証明書の発行は毎年申請が必要です。発行には日数がかかりますので、早めの申請をお願いします。申請書は市ホームページからも入手できます。

寝たきりの方のおむつ代医療費控除確認書

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護・要支援認定を受けており、尿失禁の可能性が介護認定資料により確認できる寝たきりの方

※確定申告には、おむつ代の領収書などが必要です。

※初めて控除を受ける方は、主治医などに「おむつ使用証明書」を請求してください。



65歳以上で障害者手帳などがない方の障害者控除対象者認定書

65歳以上で要介護・要支援認定を受けており、障害者控除対象者認定基準の要件に該当する方、または日常生活において介護を必要とし、日常生活に支障のあることが確認できる医師の診断書をお持ちで、その内容が障害者控除対象者認定基準の要件に該当する方



新型コロナワクチンに関するお知らせ

☎三鷹市新型コロナワクチン接種コールセンター☎0570-026-567

自己負担なしで接種が受けられる期間は3月31日(日)までです。接種を希望する方は、お早めに予約をしてください。

※接種は強制ではありません。

個別接種

☎市内の医療機関(右記QRコード参照)へ



都の大規模接種

詳しくは予約サイトHP <https://www.tokyovacine-rsv.metro.tokyo.lg.jp/pages/gu202202.html> をご覧ください。



共通

物 本人確認書類、接種済証、接種券が印字された予診票(必要事項を事前に記入)、12歳未満は母子手帳(15歳以下は原則、保護者の同意と同伴が必要)

◆これから初回接種を受ける方へ

初回接種の完了には、ワクチンメーカーが定める接種間隔で2回の接種が必要です。自己負担なしで初回接種を完了するには、3月31日までに2回の接種を終えてください。

※生後6カ月～4歳で初回接種の完了を希望する方は、接種回数と間隔の都合上モデルナ社ワクチンを使用します。

三鷹市に転入した方へのお知らせ/副反応、予防接種健康被害救済制度について

詳しくは市ホームページでご確認ください。

